

京都府後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画） 中間評価支援業務委託仕様書

1 委託業務名

京都府後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が令和6年3月に策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（以下「計画」という。）について、厚生労働省の通知等に基づく中間評価を実施することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、広域連合が提供するデータを使用して分析を行い、計画の中間評価を行うとともに、中間評価報告書の作成等の支援を行う。

- ・ 計画は、以下の広域連合のウェブサイトに掲載しているのを確認すること。

https://kouiki-kyoto.jp/about_system/health_business/

- ・ 業務実施に当たっては、以下の厚生労働省ウェブサイトに掲載されている「高齢者の保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価に向けた手引き」等を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56322.html >

（1）データの分析

受託者は、広域連合が提供するデータを活用し、分析を実施すること。分析項目は、広域連合区域内の人口構成や平均余命等の基本情報、保健診査、医療費、介護給付等の計画に記載の項目を基本とし、算出定義等についても計画の記載内容との整合性を図ること。

（2）分析結果報告書の作成

受託者は、（1）の分析結果をグラフ、図表、文章等を用いて取りまとめ、報告書を作成すること。

（3）計画の中間評価

受託者は、（2）の分析結果をもとに、計画に掲げる共通評価指標の達成状況を確認し、現状の評価を行い、広域連合へ報告すること。なお、個別事

業の実施状況等については、受託者と協議の上、必要な情報を広域連合から提供するので、適宜活用すること。

(4) 中間評価報告書の作成等

受託者は、(2) 及び (3) の結果を踏まえ、計画の中間評価報告書を作成すること。なお、広域連合が様々な会議体等において中間評価の内容を報告する予定であることから、報告書の作成に当たっては、文章と数値の羅列にとどまらず、グラフや図表を適宜用いるなど、理解しやすい資料となるように工夫すること。

また、中間評価の結果を踏まえて、目標値の再設定等の計画の一部見直しが必要となる場合は、計画見直しの支援を行うこと。

5 データの提供

(1) 提供データ

広域連合は、受託者と協議の上、KDB システムから出力可能なデータその他の広域連合が保有するデータの中から、本業務に必要なデータを提供する。

(2) データの受け渡し

データは記録媒体に格納し、受託者と協議の上、確実な方法により受け渡しを行う。また、受託者において用意する書面により、受け渡しの事実を相互に確認できるようにすること。

6 納品

受託者は、以下の成果物を納品すること。

なお、納品に当たっては、受託者と協議の上、広域連合が指定するデータ形式 (PDF 及び Word、Excel、PowerPoint など編集可能な形式を想定) 及び記録媒体により納品すること。

- ・ 分析結果報告書
- ・ 計画中間評価の報告書
- ・ 上記の作成に使用した分析データ、図表、バックデータ等の資料

7 役割分担

広域連合と受託者の主な役割分担は、次のとおり。

広域連合	受託者
<ul style="list-style-type: none">・ データ提供・ 分析結果等に基づく評価・ 中間評価報告書の検討、確定 (・ 計画見直し検討)	<ul style="list-style-type: none">・ データ分析、分析結果報告書の作成・ 計画進捗状況の評価、報告・ 中間評価報告書の作成 (・ 計画見直し支援)

8 打合せの実施及び協議録の作成

受託者は、広域連合と適宜打合せを行い、進捗報告や情報共有を図るなどして、業務内容や成果物の方向性に齟齬がないか等について確認すること。また、打合せ終了後に、協議事項等を簡潔にまとめた協議録を速やかに作成し、提出すること。

なお、打合せの方法については、内容に応じて対面又はWEBで行うことを予定しているが、初回については必ず対面で行うこと。

9 スケジュール

現時点で想定する、おおまかなスケジュールは表のとおり。

ただし、今後、厚生労働省から示されるスケジュールや対外的な会議体への説明・報告スケジュール等により、変更となる可能性がある。

時期	業務等
5月	受託候補者の募集
6月	受託候補者の選定、契約締結
7月	データ提供、分析・評価等
9月	分析結果、評価の報告
10～12月	成果物素案の提出、確認、修正等
1～2月	対外的な会議体への説明・報告 (必要に応じ、外部からの意見を反映)
3月	最終納品

10 著作権

本業務の履行に当たり生じた成果物（報告書、分析データ、図表など）については、広域連合に著作権を譲渡するものとする。

11 特記事項

- ・ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」を遵守すること。
- ・ 本委託業務を行うに当たり、仕様書に定めのない事項又はこの業務に関して疑義が生じた場合は、受託者の一方的な解釈により判断せず、広域連合と協議の上、対応すること。

12 契約の解除

業務開始後、本仕様書で求める水準を維持できないと判断した場合は、広域連合は相当の期間を定めて受託者に対し是正を求める。

また、是正を求めたにもかかわらず、正当な理由なく受託者がこれに従わな

い場合、又は広域連合の定めた履行期限までに受託者による是正が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められる場合は、契約の解除及び損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を求める。